



▲藤田幸一さん(研究大会会場)

### 全国社会教育研究大会から

社会教育のあり方を考える

大会には全国から二千四百人余りが参加しました。

メインテーマにそって十の分設会が編成され、私は「生涯教育推進のための行政体制の整備。生涯教育の関係機関の連携。協力の促進」を協議主題にした第十分科会に配置され、研究協議を行いました。

まず第一に、生涯教育とはどういうことであるか、ですが一言で言えば「生まれてから一生を終わるまでの幅広い教育だ」といえます。家庭教育、学校教育そして社会教育それぞれの役割がありますが、私は住民一人一人が自己学習に励み互いに手を取り合って、横の連携を保ちながら健康的で明るい生活を営むことがそのめざす目標であると思います。主にこの大会では、生涯教育をどのように行政に位置づけ体系的に推進するのといった実践論を中心に話し

合いがされました。その中で提起されたものとして——行政と民間との役割の分担、学校教育の中にも生涯教育の理念を入れられないか——など考えさせられる意見がありました。

岩室村は立派な中央公民館をはじめ体育館など社会教育施設が充実し、加えて間瀬地区公民館も建設中であり、本年度からは課制になるなど体制も強化されました。

こんどは、これらの施設を大いに活用して村民の求める社会教育を推進する必要があります。

とにかく行政の規模こそ違いはあっても社会教育が抱える悩みは共通であるように思います。「偉大な理想を語るより、地道な実践あるのみ」という全国の仲間とのふれあいを大切にしながらいき後の村の社会教育を考えていきたいと思っています。

生涯教育の観点にたって、社会教育のあり方を考える。——をテーマに10月24日～26日の3日間、「全国社会教育研究大会」が埼玉県の浦和市を会場に開かれ、本村から社会教育委員の藤田幸一さん(湯上・59歳)が参加しました。

藤田さんから大会の感想レポートが寄せられましたので、ご紹介します。

▷父母両系主義は、昭和60年1月1日以降に生まれた子に適用されますが、この日より前に生まれた子には適用されません。けれども、国際結婚をした日本人女性の子で、改正法施行の日に20歳未満であるものについては、一定の条件の下で、施行後3年間に限り法務大臣に届け出ることによって日本の国籍を取得することができます。

#### 国際結婚をした人の氏の変更

外国人と結婚しても、結婚した日本人の氏が変わらないのは、これまでと同じですが、改正法は、その人が希望するときは、結婚の日から6か月以内に村長に届出をすることによって外国人配偶者と同じ氏を名乗ることができることになりました。

▷これまでは、日本人と結婚した外国人の帰化条件(帰化するための最低限の条件)は、その外国人が夫であるか妻であるかで居住の条件などに差異がありました。改正法では、これを同一にして、3年以上国内に居住していること(結婚が3年以上続いている場合には、1年以上国内に居住していること)が必要になりました。このほか、これまでは、帰化申請者本人に独立の生活能力のあることが必要とされてきましたが、改正法では、原則として世帯単位で生活能力が判断されることになりました。また、帰化の時に外国の国籍を失うことが必要とされる重国籍防止条件についても、特別の事情がある場合には、例外として帰化が認められることとなっています。

#### 届出による国籍の取得

▷適用されることとなります)。②国籍の選択制度の新設…この制度によれば、二重国籍者は、原則として22歳になるまでに日本の国籍か外国の国籍のいずれかを選択しなければなりません。日本の国籍を選択するには、外国の国籍を離脱するか、または「日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する」旨の選択の宣言を村長に届け出ることによって、外国の国籍を選択するには、日本の国籍の離脱を届け出ることなどによってします。

また、法律によって定められた国籍選択の期限を過ぎても選択をしないでいると、法務大臣から催告され、1か月以内に選択をしないと、自動的に日本の国籍を失うこととなります。

#### 帰化条件の改正



### 消防水利の除雪にご協力を

冬は暖房など火気を多く使う季節です。このため、火災が発生しやすいうえ、降雪のため消火活動が困難なため、大惨事を招きやすい時期です。消防署(消防団)では、万一に備え消防水利(防火水槽や消火栓など)の除雪には万全を期す体制を整えています。村内全域をカバーすることは大変む

ずかしい状態です。消防水利はみなさんの生命、財産を守る大切な施設です。降雪時、みなさんのお近くにある水利が除雪されていないときは、お手数でもご近所協力して、除雪してください。消火栓などは、ハッキリわかるように掘り出してください。

### ご利用を—— 年末特例 産業育成資金

村では、年末特例として今年度三回目の産業育成資金の貸付を受け付けます。希望される工商业者のみなさんは早めにお申し出ください。

●貸付額：二百五十万円(審査により減額される場合もあり)



総務庁長官からのメッセージ

県青少年健全育成キャラバン隊来村

先月九日、県内の青年代表で組織された青少年健全育成キャラバン隊の一行が村を訪れ、総務庁長官と青少年育成県民会議会長からのメッセージが金子村長と青少年育成村民会議鳳凰至道雄会長に手渡されました。村長、会長とも歓迎のあいさつで青少年対策の決意を述べ、交歓を行いました。

### 今月の納税

【12月】

▷固定資産税…4期

▷納期限…12月25日

### <12月>

▷19日(水) 8:30~正午  
=和納1区の一部と和納2区の一部(駅前通り付近)

作業停電

## 国籍法・戸籍法が改正されました

60年1月1日から施行

国籍法及び戸籍法が改正され、昭和60年1月1日から施行されることになりました。その主な改正点は次のとおりです。

詳しいことは、新潟地方務局戸籍課(☎0252(22)1561)へ。

#### 父母両系主義の採用

▷これまでは、原則として生まれた時に父が日本人でなければ、その子は日本人になれなかったのですが、昭和60年1月1日からは、生まれた

時に父母の一方が日本人であれば、その子は日本人になります。

#### 二重国籍の防止・解消

▷父母両系主義を採用すると、二重国籍になる子が多くなります。例えば、韓国人夫、日本人妻の夫婦から生まれた子は、これまでは父親の韓国の国籍だけを取得しましたが、これからは、これに加えて母親の日本国籍をも取得して、二重国籍者になります。

改正法は、このような二重国籍の

増加に対処するため、新たに次のような重国籍防止のための制度を設けました。

①国籍の留保制度の適用範囲の拡大…国籍の留保制度というのは、例えば、アメリカ合衆国やブラジルなどのように、自国内で生まれた人に国籍を与えることとしている国(これを生地主義国といいます。)で生まれたことにより二重国籍となった子は、日本の国籍を留保する届出をしなければ日本の国籍を失うという制度です。これまでは、この制度は生地主義国だけに適用があったのですが、改正法はその適用を広げて、広く海外において出生により二重国籍となった場合にすべて国籍留保の届出を必要とすることにしています(先の例の韓国人夫・日本人妻間の子が国外で生まれた場合にも、この制度